

がんばる農業者 あの人この人



▲磐城 隆久さん(小川町下小川)

就農の1ヶ月後には、東日本大震災があり、それに伴う東京電力福島第1原子力発電所の事故による風評被害が続き、野菜が売れない大変な時期を就農と同時にご過ごしてきました。

今回ご紹介するのは、小川町下小川できゅうり栽培を中心とした農業を営む磐城隆久さん(54)です。

現在300坪のガラスハウスで春作と秋作のきゅうりを栽培し、夏は露地栽培も行っています。また、冬はキャベツやブロッコリー、小松菜も栽培し、年間を通して作付けをしています。子供の頃から農業を営む両親を見て育った隆久さん、大変な苦勞も見てきたせい、農業に全く興味を示さず就職して30年、両親や地域の農業を考えるようになり、会社を退職、平成23年2月に就農しました。

現在は、市内スーパーの地場産野菜コーナーを中心に、週4日程、出荷を行っているそうです。

今後は、現在の面積を維持しながら、施設を効率よく利用し、余分な物は作らず、必要な物を必要なだけ生産しながら、地域を守る農業がしたいという隆久さん。

10年後には、変わっていくだろう農家の数も、土地利用型農業を構築し、耕作放棄地のない下小川にしたいと夢を語っていただきました。

(執筆 草野 城太郎委員)

農業者年金

「農業者年金受給権者現況届」の提出は6月末日までです!

毎年5月下旬、農業者年金を受けている方あてに、農業者年金基金から「現況届」が郵送されます。提出期限は6月末日となっておりますので、忘れずに提出してください。

提出し忘れると、年金の入金が差し止められますので、ご注意ください。

「農業者年金への加入」を考えてみませんか?

農業者年金は、厚生年金と違い2階建て部分がない国民年金に上乗せするための公的年金です。次の3つの要件を満たす農業者が加入できます。

《加入要件》

- ◎年間60日以上農業に従事
- ◎20歳以上60歳未満の方
- ◎国民年金第1号被保険者(免除者を除く)

農業者年金の保険料は2万円から6万7千円までの範囲の千円単位で、自分で保険料月額を設定できます。また、途中で月額を変更することも可能です。

任意脱退が可能です。ただし、

納めた保険料はすべて将来のための年金として支給されるため、脱退一時金の支給はありません。

加入期間が短くても月々の保険料を多くすることが可能であれば、将来の支給額を増やすことができ、豊かな老後に備えることができるのではないのでしょうか。

【お問い合わせ】

農業委員会事務局 農政振興係
(☎22-7534)

「農業者年金巡回相談会」が開催されました

1月16日(水)、福島県農業会議及び福島県農業協同組合中央会から、農業者年金相談員を招き「農業者年金巡回相談会」がいわき市農業協同組合本店にて開催されました。

当日は、年金受給についての個別相談を中心に、加入していた年金制度が「旧制度」なのか「新制度」なのかを確認後、受給を希望する年金の種類や裁定請求書の提出に関する相談が行われました。

巡回相談会は、例年1月に開催しております。制度の概要説明の後、年金受給についての個別相談を行っており、参加対象は58歳以上の被保険者及び年金受給待期者となっております。

平成25年度の相談会開催日は今のところ未定ですが、決まり次第、いわき市農協及びいわき中部農協を通じてご案内いたします。